

民法（債権関係）が改正されます。

民法は、明治29年の制定以来約120年振りに大幅な見直しが行われました。

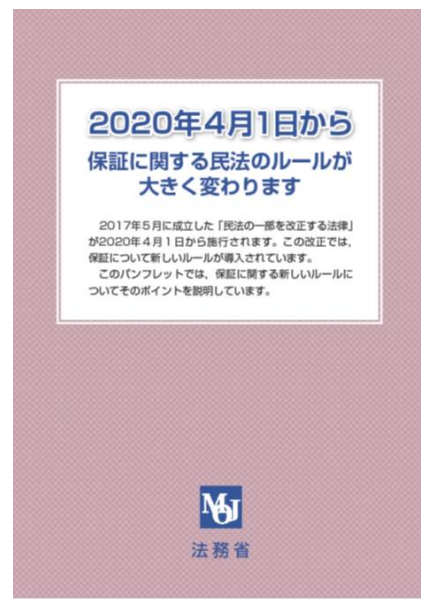
社会・経済の変化への対応やルールの明確化を図るための改正で、**2020年(平成32年)4月1日**から施行されます。

法務省では、改正についてわかりやすく解説したパンフレットを作成して公表しております。

画像をクリックするとパンフレットをご覧ください。



[パンフレット（全般）](#)



[パンフレット（保証）](#)

もっとくわしく知りたい方は、法務省ホームページをご覧ください。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html